

益子町 保育園・認定こども園 利用者負担額

保育を必要とする0～2歳児 (3号認定)			
階層区分		0～2歳児	
		保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)
1	生活保護	0	0
2	町民税所得割非課税	0	0
3	町民税所得割課税 48,600円未満	13,000	12,700
4	町民税所得割課税 77,100円以下	19,000	18,600
5	町民税所得割課税 97,000円未満	24,000	23,500
6	町民税所得割課税 169,000円未満	29,000	28,500
7	町民税所得割課税 211,200円以下	33,000	32,400
8	町民税所得割課税 301,000円未満	36,000	35,300
9	町民税所得割課税 397,000円未満	38,000	37,300
10	町民税所得割課税 397,000円以上	40,000	39,300

※ 当該年度の4月1日現在の年齢で算定します。

※ 3歳児～5歳児は保育料の無償化の対象です。

※ 住民税非課税世帯の利用料は無料です。

※ 第1子が年長までにいると第2子は半額、18歳(22歳未満)の子どもを第1子とし、第3子以降の場合は無料です。

※ ひとり親世帯は、保育料が減免になる場合があります。